

▶宿泊事業者向け ～販売補助金～

令和6年5月21日現在

#	質問	回答	更新日
1	新規参画・予約から精算までの流れを教えてください。	新規参画を希望される場合は、いしかわ応援旅行割キャンペーンのホームページより参画登録が可能です。予約から精算までの流れについては、宿泊施設取扱マニュアルをご確認ください。	
2	キャンペーンに関する一般の利用者向けの問合せ窓口はありますか。	北陸応援割コールセンター【一般消費者用お問合せ】を用意しています。 電話番号:0570-099-023 受付時間:9:00～17:00(平日:月曜日～金曜日)	4/18更新
3	予約期間はいつですか。	第一弾:予約期間は令和6年3月12日(火)～令和6年4月26日(金)となります。 3月12日(火)以降、準備が整った宿泊施設、旅行事業者から順次取扱開始となります。 第二弾:予約期間は令和6年4月19日(金)～令和6年7月31日(水)となります。 4月19日(金)以降、準備が整った宿泊施設、旅行事業者から順次取扱開始となります。 取扱いが変更になる場合がありますので、最新情報は北陸応援割「いしかわ応援旅行割キャンペーン」公式ホームページをご確認ください。	4/18更新
4	利用期間は(対象となる宿泊期間は)いつですか。	第一弾:令和6年3月16日(土)宿泊分から令和6年4月26日(金)宿泊分(令和6年4月27日(土)チェックアウト分)までとなります。 第二弾:令和6年5月7日(火)宿泊分から令和6年7月31日(水)宿泊分(令和6年8月1日(木)チェックアウト分)までとなります。	4/18更新
5	既存予約は、補助の対象となりますか。	第一弾:令和6年3月11日(月)以前に予約された宿泊商品は補助対象外です。 第二弾:令和6年4月18日(木)以前に予約された宿泊商品は補助対象外です。 なお、「いしかわ応援旅行割」キャンペーン 参画以前に申し込みされた予約 も、補助対象外となります。	4/18更新
6	「1予約」の定義とは。	宿泊施設と宿泊者との間で成立する宿泊契約の基準となる予約単位を指します。	
7	予算配分はありますか。	参画の宿泊施設ごとに予算配分を行います。補助適用は配分された予算の範囲内でお願います。配分予算をオーバーして補助適用をしても、補助金のお支払いはできませんのでご注意ください。	
8	補助予算額はいつ確認できますか。	参画申請日の翌営業日中に、補助金申請システム画面に補助予算額が表示されます。 詳しくは「補助金申請システム操作マニュアル」をご覧ください。	
9	連泊制限はありますか。	連泊制限はありませんが、「1予約1人あたり」の補助上限額は泊数に関係なく定められております。 詳細は宿泊施設取扱マニュアルをご確認ください。	
10	利用回数の制限はありますか。	回数制限は設けていないため、何度でも利用可能です。	
11	子供や乳幼児は対象となるのでしょうか。	対象とすることが可能です。 子供や無賃の乳幼児も1人として計算することが可能です。	

▶宿泊事業者向け ～販売補助金～

令和6年5月21日現在

#	質問	回答	更新日
12	企業の出張案件等ビジネス利用は補助の対象ですか。	補助の対象外です。 企業名の領収書、法人カードの利用等は補助対象外です。 ※公費出張(公費による公務員の出張、修学旅行等を引率する場合を含む)も同様の扱いです。	
13	外国人はキャンペーンを利用可能ですか。	在留、訪日にかかわらず利用可能です。	
14	本人確認書類として有効な書類には、具体的に何がありますか。	運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証、学生証、母子手帳、在留カード、障がい者手帳、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書等。 ※インバウンドの場合、パスポート等の提示が必要になります。	
15	本人確認は宿泊者全員分の提示が必要ですか。	宿泊代表者のみ提示が必要です。	
16	旅行当日、本人確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。	旅行当日に本人確認書類を提示いただけない場合は、補助の対象外となります。 ※後日提示は補助の対象外となります。ご注意ください。	
17	本人確認をする理由はなんですか。	なりすまし(予約者と実際の宿泊者本人が違っていること)を抑制するためや、不正があった際に補助金の返納を求める場合があります。	
18	(旅行事業者経由の予約の場合)本人確認は宿泊施設が行うのか、旅行事業者が行うのか、どちらですか。	販売窓口に関係なく、宿泊施設で行っていただく必要があります。ただし、添乗員が付く団体旅行に関しては、添乗員が確認を行うことを可能とします。	
19	本人確認書類はコピーを取って保管する必要がありますか。	身分証明書のコピーを取って保管する必要はありません。	
20	本人確認書類は原本の提示が必要ですか。	コピーでの提示も可能です。	
21	宿泊施設への直接予約でチェックアウト時に決済の場合、その時点での補助申請でも良いですか。	補助金申請はチェックイン時までにご申請いただく必要がございます。	
22	補助金額の計算の仕方について詳しく知りたいです。	①「1予約ごとに」宿泊代金総額に対して50%を乗じます。 ②「1予約1人あたり」の補助上限額(20,000円)を、宿泊合計人数で乗じます。 ③上記①と②のうち、低いほうの金額を実際の補助額とします。 なお、補助額の計算に関しては補助金申請システムの料金算出額を基に算出いただきますようお願いいたします。	
23	補助金額の計算方法は手計算ですか。	手計算は行わず、補助金申請システムの料金算出額を用いて算出ください。	

▶宿泊事業者向け ～販売補助金～

令和6年5月21日現在

#	質問	回答	更新日
24	大人と子供の旅行代金が異なる場合、補助金はどのように計算すればいいですか。	① ひとつの旅行として申し込まれた旅行者全員の補助対象旅行代総額を人数で割った一人当たりの単価を算出し計算 ② 旅行者個別のお一人様あたりの補助対象旅行代金にて計算	
25	補助金額算出の基となる宿泊代金は税込価格か税抜価格か。	税込価格になります。	
26	入湯税や宿泊税などは補助対象となりますか。	宿泊商品に含むことが可能です。 商品に含まれてない場合、補助の対象とすることはできません。	
27	宿泊者が宿泊施設での滞在中に追加で支払いを行った費用も補助対象となりますか。	補助対象外です。宿泊商品に事前に含まれている物品・サービスのみ対象となります。 (例)一泊朝食付宿泊商品で、滞在時に施設内で夕食を追加で注文した場合、現地で追加した夕食代金は補助対象外です。	
28	補助率や補助上限額を50%未満に設定して良いですか。	事業者都合で補助率や補助上限額を変えることはできません。	
29	補助額の算出における端数の処理は具体的にどのようになりますか。	1円未満を切り捨てます。	
30	北陸応援割「いしかわ応援旅行割キャンペーン」以外の補助制度(各市町の独自補助等)を併せて適用したいが、補助金額はどう計算しますか。	市町の独自補助金分を総額から先に引き、残った金額を基本宿泊代金として計算します。 【市町の独自補助等を併用する場合の計算例】 10,000円の宿泊で、市町村が3,000円引きする場合 補助金額算出方法(10,000円-3,000円)×50%=3,500円	
31	宿泊施設が独自に補助クーポンを発行する場合、補助額はどのよう計算しますか。	補助クーポン相当額を差し引いた金額を基本宿泊代金として計算します。 【施設独自の補助クーポン等を併用する場合の計算例】 10,000円の宿泊で、1,000円の補助クーポンを利用する場合 補助金額算出方法(10,000円-1,000円)×50%=4,500円	
32	会社名、法人名等で領収証を発行した場合、補助の対象でしょうか。	会社での利用は補助の対象外です。	
33	公費による出張は補助の対象となりますか。	納税者からの税金を基に行われる行政機関等の公費出張については、補助対象外です。	
34	修学旅行を含む教育旅行は補助の対象となりますか。	事業者の予算内であれば補助の対象です。ただし、引率者(先生、カメラマン、看護師等)は対象外です。	

▶宿泊事業者向け ～販売補助金～

令和6年5月21日現在

#	質問	回答	更新日
35	旅行会社・OTA経由の代理予約、申し込みも補助の対象となりますか。その場合、補助金は、宿泊施設から申請する必要がありますか。	旅行会社・OTA経由の代理予約も補助金対象となります。 その場合、 宿泊施設様の予算枠 を使用し、 宿泊施設様にて補助金申請システム より申請をしてください。 支払い方法は現地精算に限り ます。 補助金適用証明書は宿泊施設予約分の様式となります。 ※OTAと二重で補助金申請があった場合は宿泊施設様の補助金の返納が必要となります。	
36	旅行代金を各種ポイントやマイル、ギフト券等で支払いは可能ですか。	個人が保有するポイント類、旅行券、ギフト券等、名称の如何を問わず、「旅行者個人に付帯するもの」等、クレジットカード・現金と同様の支払い 手段として利用する場合、利用可能です。(補助金適用後の旅行者支払い額に対して現金同様に利用できます。)	
37	コンパニオンサービスを含む商品は補助の対象となるのですか。	接待等を伴うコンパニオンサービスを含む商品は対象外です。 ただし、コンパニオン代を切り分けて精算が可能な場合、宿泊代金は、補助の対象とすることは可能です。	
38	「食事券」を含む宿泊商品は補助の対象ですか。	食事券の内容により異なります。 補助対象外・・・金券類 補助対象・・・館内利用券や、特定の食事メニューに引き換えられる場合 (具体例) ×全国の店舗で使用可能なグルメ券3,000円分 ○宿泊施設内レストランで使用可能な夕食券3,000円分 ○宿泊施設近隣食事施設で宿泊期間中に使用可能なA定食の食事券	
39	宿泊施設のデイクース利用は補助の対象ですか。	補助の対象外です。	
40	旅行当日に旅行者がキャンセルとなりました。取消料についてはどのように対応すればよいですか。	通常の宿泊予約と同様に各宿泊事業者の約款等に従い、ご対応をお願いします。 詳しくは、宿泊施設取扱マニュアルp.7をご参照ください。 なお、いかなる場合もキャンセルが行われた宿泊商品については、いしかわ応援旅行割キャンペーン補助の対象外となります。	
41	キャンセル料の補填はありますか。	キャンセル料の補填はございません。	
42	旅行会社/OTA補助金申請用の「利用証明書」はどこから入手できますか。	北陸応援割「いしかわ応援旅行割」キャンペーンのホームページからダウンロードできます。	
43	お客様に補助金適用証明書を記入いただき忘れまして。どうすればいいですか。	補助金適用証明書の原本をお客様に送付いただき、必要事項を記入いただいたうえで宿泊施設様に返送いただいでください。ただし、「宿泊当日に本人確認を実施し、必着日までに事務局に送付できる場合」に限り。また、送料については、宿泊施設様のご負担となります。 海外在住のお客様につきましては別途事務局までお問い合わせください。	4/18更新

▶宿泊事業者向け ～販売補助金～

令和6年5月21日現在

#	質問	回答	更新日
44	申請期間内に補助金の申請が出来ませんでした。救済の措置はありますか。	救済措置はございません。申請期限を過ぎた新規申請は出来ません。	
45	精算申請書および補助金適用証明書の提出日が必着日に間に合いませんでした。救済の措置はありますか。	救済措置はございません。 精算申請書および補助金適用証明書が事務局必着日までに提出されなかった場合、後日補助金の申請をいただいても補助の対象とはなりません。	
46	事業に関する書類はどのように保管すればいいですか。	紙または電子データで、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間は適切に保存してください。 詳細はマニュアルp.9をご確認ください。 また、必要書類を保管していなかった場合は入金済みであっても補助金が取消される場合がございます。 ※マニュアル、実施要領、誓約書にも記載	
47	カラオケの利用を含んだ商品は補助の対象となりますか。	補助対象です。	
48	大会への参加目的の宿泊(旅行)は補助対象となりますか。	補助対象となります。 ただし、次に定める特定の全国大会についてのみ、参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による大会への出場およびその運営や補佐を目的とした宿泊(旅行)は、大会運営側からの『配宿サービス』を利用した場合、補助の対象外となります。※マニュアルp.15をご参照ください。	4/18更新
49	自社のポイントを付けた宿泊商品は補助対象となりますか。	宿泊代金の価格操作が可能な(価格決定権のある)宿泊施設が、本事業の対象となる自らの商品に限定して、ポイントを付与することはできません。いったん価格を引き上げた上でポイントを付与することにより、補助金を不当に多く引き出す行為が想定されるためです。 ただし「第三者の原資により付与されているもの」「本事業開始前より恒常的に顧客販促で適用されているもの」「広く全ての会員に適用されるもの」等の付与を妨げるものではありません。	
50	宿泊施設のデイクース利用は補助対象ですか。	補助対象外です。	
51	宿泊施設の日帰りプラン(食事+入浴等)は補助対象ですか。	補助対象外です。	
52	補助対象だったものが補助対象外になるのは具体的にどのような場合ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当日本人確認書類の提示ができなかった場合 ・予約がキャンセルとなった場合(キャンセル料は利用者の負担) ・当日事前連絡がなく、予約の実泊がなかった場合(支払いが済んでいる場合も含む) ・精算スケジュールの必着日までに事務局に申請書等一式が届かない場合 ・その他、誓約事項に違反が認められた場合 	

▶宿泊事業者向け ～販売補助金～

令和6年5月21日現在

#	質問	回答	更新日
53	当日の(予約なし)飛び込みのお客様も補助対象とできますか。	当日のお客様でもチェックイン前に ①補助金申請システムの入力 ②宿泊代表者の本人確認を実施 ③補助金適用証明書を作成し、宿泊代表者が署名 以上、①～③全てを満たせば、予算の範囲内で補助対象とすることができます。	
54	宿泊を伴う交通付旅行商品は宿泊施設で販売できますか。	できません。旅行業法に基づく旅行事業者での販売となります。	
55	周遊型旅行商品は宿泊施設で販売できますか。	できません。旅行業法に基づく旅行事業者での販売となります。	
56	報告書類の提出期限、支援金の振り込みはいつになりますか。	マニュアルp.28をご確認ください。	4/18更新
57	事務局へ送付する補助金適用証明書はコピーでもよいですか。	事務局へは必ず原本を送付してください。 (宿泊施設にてコピーをお取りいただき控えとして保管してください。)	

▶宿泊事業者向け ～販売補助金～

令和6年5月21日現在

#	質問	回答	更新日
58	事務局へ送付する利用証明書はコピーでもよいですか。	事務局へは必ず原本を送付してください。 (宿泊施設にて、コピーを保管する必要はございません。)	
59	「いしかわ応援旅行割」キャンペーンにおいて、宿泊施設が費用負担するものはありますか。	コピー代及び事務局への郵送・通信費は宿泊施設様負担となります。 (補助金申請システムは利用は無料。精算に係る振込手数料は事務局負担。) ※返納が発生した場合は振込手数料は宿泊事業者様負担となります。	
60	補助金適用証明書は事務局へ持参し、提出してもいいですか。	郵送のみ受付させていただきます。	
61	振り込み時の名義はどうなりますか。	「イシカワオウエンワリ」名で振り込みいたします。	
62	販売価格の明示の仕方について教えてください。	対象商品の販売に関しては、北陸応援割「いしかわ応援旅行割キャンペーン」補助適用商品であることを明らかにするとともに、本来の価格と補助適用後の価格を明示し、その差額に対する助成が明確であることが必要です。	
63	フロント等で有人チェックインの対応が出来ない宿泊施設の参画は可能ですか。	参画できません。 ※チェックイン当日の宿泊代表者の本人確認及び補助金適用証明書へのサインが必要となります。 (有人チェックインの対応が出来ない宿泊施設の例) ・自動チェックイン及び利用者自身でチェックインするゲストハウス等	
64	宿泊施設でWEB販売する宿泊商品は補助対象ですか。	下記条件を満たすフローが構築できる場合に限り補助対象です。 ・キャンペーン対象商品であることを予約画面上で明確に表示する。 ・チェックイン当日に宿泊代表者様の本人確認のできる書類の提示が必要であることを予約画面で明確に表示する。 ・対象外となる場合は補助適用とならないようにする。 ・原則、キャッシュバックによる補助額の還元は行わない。 ・自動チェックインの利用不可。	
65	風営法の適用を受ける宿泊施設の登録可否について確認したいです。	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)」において、「専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する」施設と位置付けられている宿泊施設については、登録不可となります。	
66	PRポスターやチラシはありますか。	キャンペーンチラシ及び広報用ロゴデータは、当ホームページよりダウンロードいただけます。	4/18更新
67	宿泊施設のインフラ(電気・ガス・水道)や施設の一部が利用できない状況ですが、参画することは可能ですか。	宿泊者様の安全が保障できないため、参画していただくことはできません。 修繕が完了してからの参画をお願いいたします。	
68	「現地払いが原則」とあるが、事前決済は不可ですか。	「現地払いが原則」なのは旅行会社・OTA経由の代理予約販売の場合のみです。 宿泊施設直接予約の場合は、事前決済等の現地払い以外も可能です。	3/12追加

▶宿泊事業者向け ～販売補助金～

令和6年5月21日現在

#	質問	回答	更新日
69	販売プランに食事券を付けたいが、有効期限はどうすればいいですか。	旅行者様の旅行期間中に利用するものである必要があるため、チェックイン日からチェックアウト日までで設定してください。 (「金沢美味チケット」のように、利用期間が旅行期間内に制限ができないものは対象外となります。)	3/12追加
70	旅行会社・OTA独自のポイントやクーポンがある場合は、その分を引いてからの申請でいいでしょうか。	旅行会社・OTAや宿泊施設で発行の独自クーポン券を利用する場合も、同様に旅行代金の総額から先引きした後に販売補助金の算出をします。(●●%引きクーポン等) ただし、個人が保有する旅行会社・OTAや宿泊施設の独自のポイントや、●●円引きクーポン、旅行券、ギフト券等、「宿泊者個人に付帯するもの」については、現金・クレジットカードと同様の支払い手段として利用可能です。	3/15追加
71	マニュアルP14に記載の「商品に含まれる物品やサービスの価格が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。」とは具体的にどの程度ですか。	宿泊料金の2倍を超えない範囲となります。	3/15追加
72	受付開始予定日はいつからいつまでの設定ですか。	第一弾:令和6年3月16日(土)～令和6年4月26日(金)の期間内で各施設ごとに設定していただけます。 令和6年4月27日(土)以降の設定になる場合は、本キャンペーンの第一弾への参画はできません。 第二弾:令和6年4月19日(金)～令和6年7月31日(水)の期間内で各施設ごとに設定していただけます。 令和6年8月1日(木)以降の設定になる場合は、本キャンペーンの第二弾への参画はできません。	4/18更新
73	外国籍の方の申請をするにあたって郵便番号はどのように入力したらいいですか。	郵便番号000-0000で入力をお願いします。	3/15追加
74	外国籍の方の申請をするにあたって住所がアルファベットなのですが、どのように入力したらいいですか。	そのままアルファベットで入力をお願いします。	3/15追加
75	外国籍の方の申請をするにあたって「都道府県」の選択はどのように入力したらいいですか。	「その他」を選択してください。	3/15追加
76	外国籍の方の住所を入力したかったが、文字が読み取れない場合どうしたらいいですか。	住所欄を空白のまま補助金申請を出力し、補助金適用証明書の住所欄には手書きで記入をお願いします。 チェックアウトまでに補助金申請システムの住所欄に「読取り不可のため、証明書参照」とご入力いただき、更新してください。 その場合、補助金申請書の再出力は不要です。	4/18更新

▶宿泊事業者向け ～販売補助金～

令和6年5月21日現在

#	質問	回答	更新日
77	予約者と宿泊者が違う場合、どうしたらいいですか。	宿泊者の中で、代表お一方の身分証明書を確認し、署名をいただいでください。 その場合、署名の余白に予約者ではない事由を記載してください。 例) 予約者不参加・同行者にて署名等	3/22追加
78	予約時点で住所がわからない場合、どうしたらいいですか。	住所欄を空白のまま補助金申請を出力し、お客様が記載した住所をチェックアウトまでに補助金申請システムに入力してください。その場合、補助金申請書の再出力は不要です。	3/22追加
79	販売補助金について、一度お客様に補助前の対象額で全額を収受して、当日もしくは後日、補助分を返金することは可能ですか。	販売補助金は、販売時に適用する必要があるため、補助適用前の金額を収受することは原則禁止です。 販売補助金が適用された金額での取引履歴がない場合、返納を求められる場合があります。	3/22追加
80	外国籍の方の補助金適用証明書/利用証明書は英語での記入でもいいですか。	すべて英語で記入いただいても問題ありません。	4/23追加
81	海外旅行事業者 利用証明書は国内AGTと同じ様式でいいですか。	同じ様式です。証明書の重要確認事項には英語が併記されています。	4/23追加
82	海外旅行事業者 海外のお客様の本人確認もチェックイン時に行いますか。	海外のお客様も原則本人確認は必要ですが、グループ旅行のチェックインにおいてはデータ(パスポート情報一覧等)での本人確認も可能です。	4/23追加
83	海外旅行事業者 利用証明書の事務局への提出は海外旅行事業者分を別で分ける必要はありますか。	分ける必要はございません。国内旅行事業者のお客様の証明書とまとめてご提出ください。	4/23追加
84	団体ツアーや修学旅行の場合、利用証明書の自署は添乗員、ガイドで代行して書いて頂いてもいいのでしょうか。	添乗員、ガイドによる代行での自署は補助金対象外となります。 本事業の適用条件は補助金を適用される方の自署が必要となります。必ずお客様の中から自署を頂いてください。	4/24追加
85	団体ツアーや修学旅行の場合、利用証明書の自署は添乗員、ガイドで代行して書いて頂いてもいいのでしょうか。	添乗員、ガイドによる代行での自署は補助金対象外となります。 本事業の適用条件は補助金を適用される方の自署が必要となります。必ずお客様の中から自署を頂いてください。	4/24追加
86	「商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと」とは具体的にどういうことですか。	当該宿泊商品における「宿泊料金の概ね2倍」を、商品に含まれる物品やサービスの価額の目安としています。なお、1円でも超えたら対象外という線引きではなく、社会通念上の観点から総合的に判断します。 (例) ○通常の宿泊料金4,500円のホテルにおいて、8,000円のマッサージ付きで12,500円で販売。 ×通常の宿泊料金2,500円の民宿において、10,000円の地場フルーツのお土産付きで12,500円で販売。	5/21追加

▶宿泊事業者向け ～販売補助金～

令和6年5月21日現在

#	質問	回答	更新日
87	「旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること」とは具体的にどういうことですか。	<p>商品に含む物品やサービスは旅行の開始から終了の期間内で旅行者が享受できるもののことです。</p> <p>(例) ○お部屋に地域特産の果物盛り合わせがサービスされる宿泊商品 × 後日自宅に地域特産の果物が宅配で届く旅行商品</p> <p>ただし、宿泊の開始前または終了後においても、その特性上、当該宿泊に付随するようなもの(直接的に関連するもの)は商品に含むことができます。</p> <p>(例) ○商品に組み込まれた陶芸体験で、後日焼き上がりの茶碗が自宅に配送される。 ○旅行者のスーツケース(手荷物)を宿泊ホテルへ事前に配送する。または宿泊ホテルから自宅に配送する。</p>	5/21追加
88	宿泊商品にお土産を含む場合、どのような内容の物品であればいいですか。	<p>基準として下記すべてを満たすものと考えられます。</p> <p>(1) 社会通念上、お土産とされる物品が対象であること(試食品のようなものなどお土産品としての体裁が整っていないもの、ごく廉価な物品の提供のみという形式的に提供されているようなもの等は補助の対象外)。 (2) 当該宿泊地に相応な物品であること。 (不可例:宿泊地が石川県で物品が石川県では捕れない種類の海鮮等。) (3) 宿泊期間中の引き渡しに限り、かつ宿泊施設及び体験場所以外での引き渡しは一切ないこと。 (4) 通常の商習慣に照らし相応な対価を支払って購入した物品であること。 (5) 宿泊施設などに付随した物品の場合、当該施設内で通常販売している物品であること。 (6) 物品(お土産)の価額が宿泊商品における「宿泊料金の概ね2倍」を超えないこと。</p>	5/21追加
89	宅送サービス付きの物品(お土産等)は補助の対象となりますか。	<p>補助の対象外です。</p> <p>宿泊商品に含む物品やサービスは、宿泊の開始から終了の期間内で旅行者が享受できるものに限ることから、宿泊後に享受する宅送サービス付きの物品(お土産等)は本事業の補助対象外です。ただし、宿泊の開始前または終了後においても、その特性上、宿泊に付随するサービスは商品に含むことができます。</p> <p>(例) ○商品に組み込まれた陶芸体験で、後日焼き上がりの茶碗が自宅に配送される。 ○商品に組み込まれた稲刈り体験で、実際に刈ったお米が後日精米されて自宅に配送される。 ×稲刈り体験の含まれる行程であるが、(実際に刈ったもの・収穫量ではないような)お米10kgが後日自宅に配送される。</p>	5/21追加
90	各種免許、ライセンスや資格取得費用を含む商品は補助の対象となりますか。	<p>補助の対象外です。</p> <p>ただし、「宿泊」が各種免許、ライセンス、資格の取得を目的とした物品やサービスの代金と明確に切り分けて販売されていれば、当該「宿泊」は本事業の補助の対象とします。</p> <p>一方、各種免許、ライセンス、資格の取得ではなく、宿泊先でアクティビティをすること自体(体験型アクティビティ)が目的となることを明示している商品の場合は、本事業の補助の対象となります。</p> <p>(例) ×運転・操縦免許等取得費用を含む宿泊商品 ×ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊商品 ○ダイビング体験付の宿泊商品 ○陶芸体験付の宿泊商品</p>	5/21追加

▶宿泊事業者向け ～販売補助金～

令和6年5月21日現在

#	質問	回答	更新日
91	各種体験アクティビティ(陶芸体験やゴルフ体験等)を目的とした商品は補助の対象となりますか。	<p>補助の対象となります。 各種免許、ライセンス、資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティをすること自体(体験型アクティビティ)が目的となることを明示している宿泊商品の場合は、本事業の補助の対象となります。</p> <p>(例) ○ダイビング体験付の宿泊商品 ○陶芸体験付の宿泊商品 ×運転・操縦免許等取得費用を含む宿泊商品 ×ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊商品</p>	5/21追加